

① 施策の目的

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

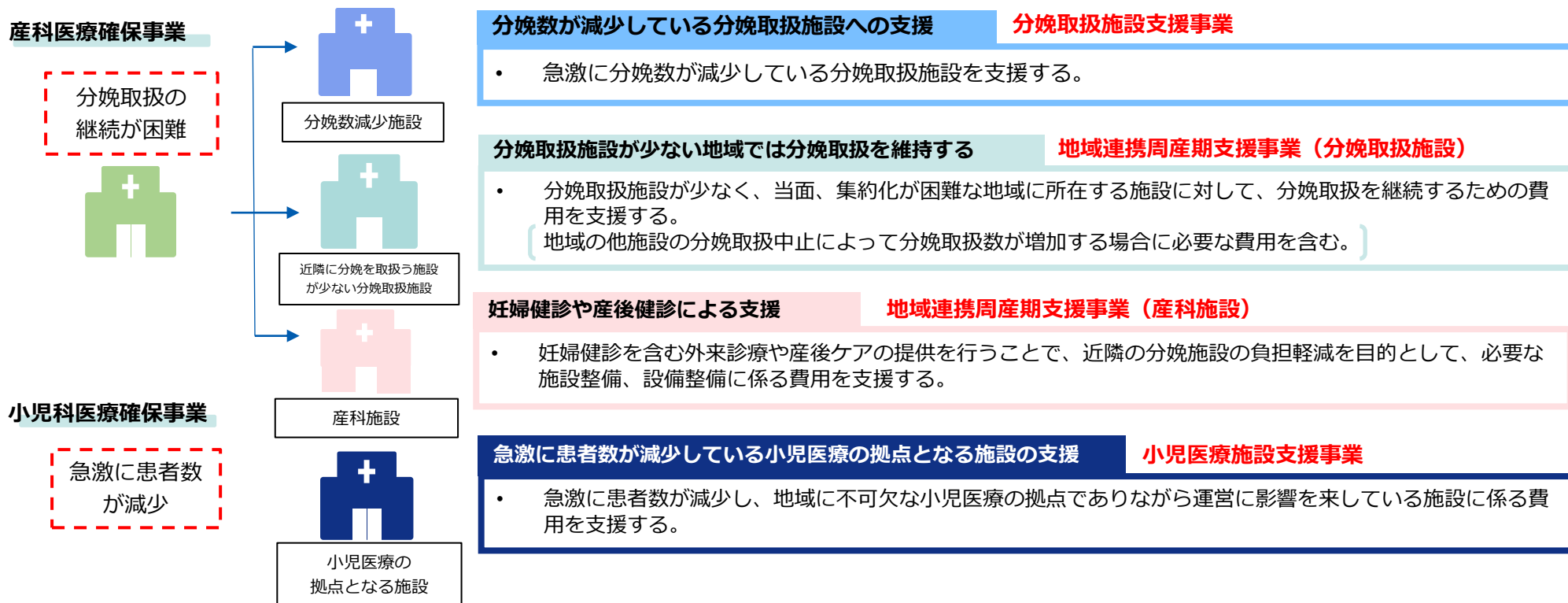
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

事業目的

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

事業概要

分娩取扱数が減少している分娩取扱施設や、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる施設について、経費相当分の給付金を支給する。

(支給額)	<u>分娩取扱施設</u>	病院・診療所	1施設あたり	2,500千円	
		助産所	1施設あたり	1,000千円	
	<u>小児医療施設</u>	小児科部門の病床	1床あたり	25万円	(注) 交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

(支給対象) 分娩取扱施設

- 令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている分娩取扱施設(※1)
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、地域連携周産期支援事業の交付を受ける施設は対象外

(支給対象) 小児医療施設

- 令和5年度における15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている施設
- 下記のいずれか
 - 小児中核病院(「小児医療の体制構築に係る指針」で規定)
 - 小児救命救急センター(「救急医療対策事業実施要綱」で規定)
 - 小児救急医療拠点病院(「救急医療対策事業実施要綱」で規定)
 - 小児科を専門とする病院のうち、入院を要する二次救急医療機関としての機能・病床、夜間休日の診療体制を備え、他施設からの小児救急患者を受け入れている施設
- 収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は対象外

※1 令和6年度または令和7年度内(予定含む)に分娩取扱があった施設を対象とする予定。
分娩取扱の開始が平成29年度以降の場合には、開始時期に応じて比較する期間について別途対応。

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う**



地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

事業目的

特に分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。

事業概要

分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設（病院・診療所）に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

（支給額）運営費（※1）

基準額と、対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（国1/2、都道府県1/2）

基準額	対象経費	
1か所当たり		
①分娩取扱期間 年間9月以上	11,400千円	必要な次に掲げる経費
②分娩取扱期間 年間6月以上9月未満	7,600千円	
③分娩取扱期間 年間6月未満	3,800千円	職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料
（注）交付額は調整の上決定することもあり得る		

支給対象

（支給対象）

- ・ 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- ・ 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設
- ・ 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ・ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- ・ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること（※2）
- ・ 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（産科施設）の交付を受ける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※2 今後の分娩取扱の予定、他施設との連携の有無、都道府県との連携の有無について記載いただくもの。（別途様式あり）
分娩取扱を継続予定の施設が支給対象となる。

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う**



地域連携周産期支援事業（産科施設）

事業目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

事業概要

施設整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等

設備整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等

（支給額）基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（※1）

施設整備費

基準額	対象経費
1施設当たり 16,800千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）

設備整備費

基準額	対象経費
1施設当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費

（注）交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

（支給対象）

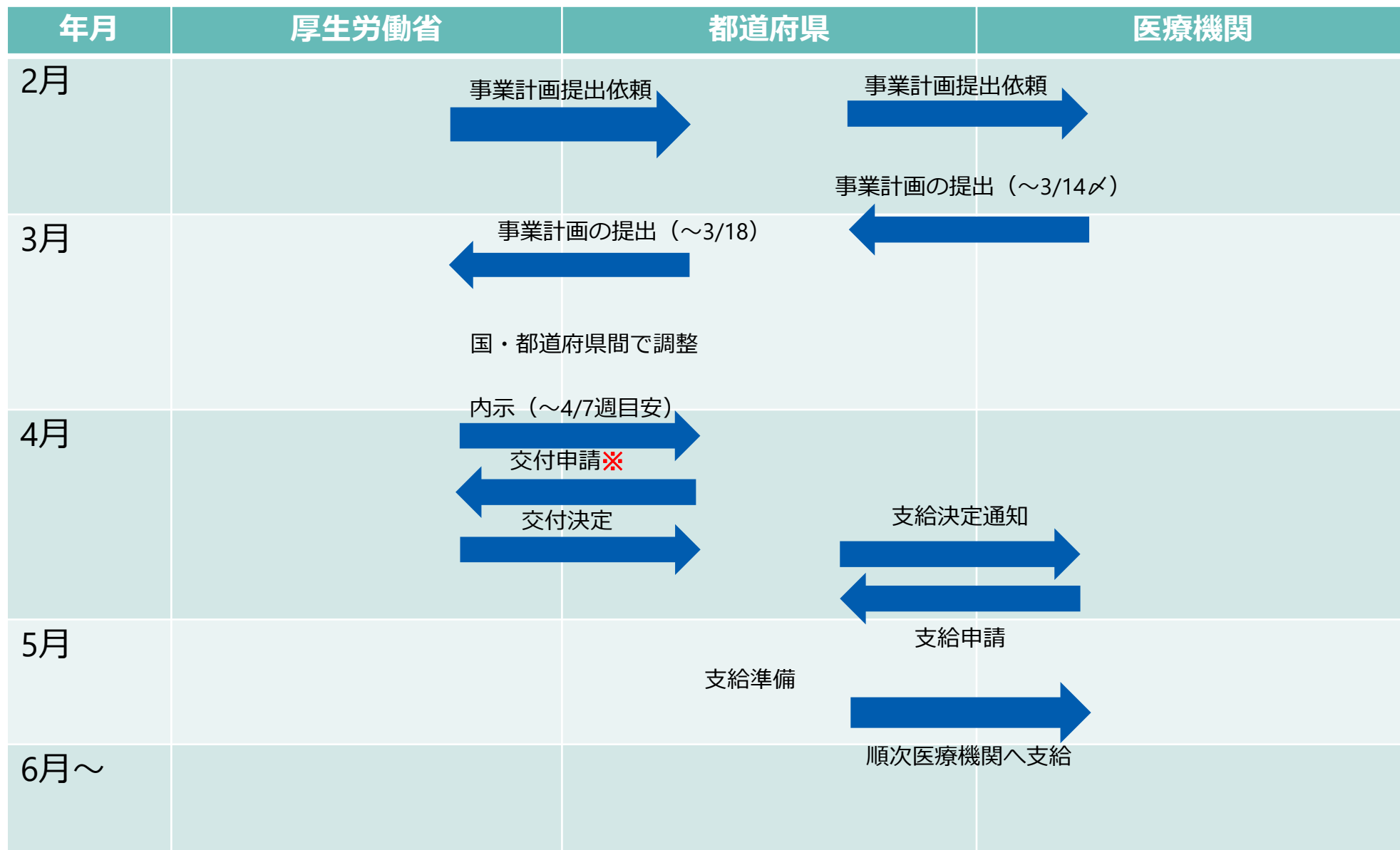
- ・ 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ・ 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- ・ 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- ・ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- ・ 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の交付を受ける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う



支給までのスケジュール（案） ※都道府県によって事業開始時期は異なります。



※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目 (分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業)

- ・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
- ・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和7年3月18日（火）までの報告をお願いしていることから、**3月の第2週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい。**

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

<各施設の回答項目：分娩取扱施設支援事業>

施設回答項目事項	留意事項
施設名称、施設区分	<ul style="list-style-type: none"> ・施設区分は病院、診療所、助産所からプルダウンで選択 ・施設区分に則って単価は自動入力
平成29年度から令和元年度、令和5年度の分娩取扱数	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の分娩件数を入力すると、平均は自動計算 ・平成29年度以降に分娩取扱を開始した場合には注意書きに則って、比較対象期間と直近の分娩取扱件数の平均を記載

<各施設の回答項目：小児医療施設支援事業>

施設回答項目事項	留意事項
施設名称、施設区分	<ul style="list-style-type: none"> ・施設区分は小児中核病院、プルダウンで選択 ・施設区分に則って単価は自動入力
平成29年度から令和元年度、令和5年度の入院延べ患者数	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の入院延べ患者数を入力すると、平均は自動計算 ・平成29年度以降に入院診療を開始した場合には注意書きに則って、比較対象機関と直近の入院延べ患者数の平均を記載
小児科部門の病床数、小児科部門の病床である根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠部分には、小児に係る特定入院料を算定している届出病床数等を記載 ・小児部門の病床数×25万円の金額（A）は自動入力
総事業費から収入額を控除した額（B）	<ul style="list-style-type: none"> ・AとBの内少ないほうの額は支給申請額として自動入力

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目 (地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設))

- ・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
- ・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和7年3月18日(火)までの報告をお願いしていることから、**3月の第2週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい。**

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

<各施設の回答項目>

施設回答項目事項	留意事項
施設名称	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
総事業費(A)、寄付金その他の収入額(B)、対象経費の支出予定額(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・差引事業費(C)は自動入力
分娩取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・年間のうち分娩取扱のあった月数をプルダウンで選択 ・基準額(E)は自動入力 ・選定額(F)は、(C)(D)(E)のうち最少額を自動入力

<都道府県の回答項目>

施設回答項目事項	留意事項
補助方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接補助、間接補助をプルダウンで選択
都道府県補助額(見込)(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県補助額を見込みで記載(間接補助の場合) ・直接補助の場合は記載不要(自動で黒塗り) ・国庫補助基本額(J)は自動入力 ・申請見込額は自動入力

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目 (地域連携周産期支援事業(産科施設))

- ・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
- ・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和7年3月18日(火)までの報告をお願いしていることから、**3月の第2週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい。**

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

<各施設の回答項目> 施設・設備で同様

施設回答項目事項	留意事項
施設名称	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
総事業費(A)、寄付金その他の収入額(B)、対象経費の支出予定額(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・差引事業費(C)は自動入力 ・基準額(E)は一定 ・選定額(F)は、(C)(D)(E)のうち最少額を自動入力 ・申請見込額は(F)×補助率1/2を自動入力 ・申請時には、間接補助の場合には選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

施設回答項目事項	留意事項
補助方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接補助、間接補助をプルダウンで選択
都道府県補助額(見込)(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県補助額を見込みで記載(間接補助の場合) ・直接補助の場合は記載不要(自動で黒塗り) ・国庫補助基本額(J)は自動入力 ・申請見込額は自動入力

事業計画の提出における主なQ & A

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

【分娩取扱施設支援事業】

	質問	回答
1	平成29年度から令和元年度の間や、令和2年度から令和4年度の間、令和5年度以降に開設した施設の分娩取扱数はどのように考えますか。	<p>下記のように分娩取扱数を比較してください。なお、既に開設していた施設が分娩取扱を開始した施設については、下記の「開設」を、「分娩取扱開始」と読み替えて差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から令和元年度の間開設した施設については、開設日から令和元年度までの平均と、令和5年度を比較 令和2年度から令和4年度の間開設した施設については、開設日から令和4年度末の平均と、令和5年度を比較 令和5年度以降に開設した施設については、開設日から本事業実施要綱公布日（令和7年2月12日）までの平均と、本事業実施要綱公布日から申請日までを比較
2	令和5年度には分娩を休止していた施設や、令和7年度から分娩の取り扱いを止める予定の施設は対象となりますか。	令和6年度または令和7年度内（予定含む）に分娩取扱があった施設を対象とする予定です。
3	多胎や死産はどのように考えますか。	多胎は児の数につき1件（双胎であれば2件）と数え、妊娠22週以降の死産も児の数につき1件と数えてください。

【小児医療施設支援事業】

	質問	回答
1	小児の入院延べ患者数の計上方法と確認方法を教えてください。	延べ患者数は人日で計上してください。数については医療機関からの申告数を用いて差し支えありませんが、別途報告される数値がある医療機関についてはそちらとの整合は確認してください。
2	「専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数」の『専ら』の具体的な基準は何ですか。	「専ら」については、例えば小児慢性特定疾病医療支援の対象など、15歳以上であっても小児科で入院するケースを想定しています。
3	「小児科部門の病床数」はどのように考えますか。	算定している小児に係る特定入院料など、小児科部門の病床である根拠を医療機関に記載してもらうことを想定していますが、該当がない場合には、医療機関内で取り決めている小児科が利用できる病床数など、医療機関からの申告を用いて差し支えありません。
4	「小児科を専門とする病院」とは具体的にどのような病院ですか。	本事業においては、「専ら小児を診療している病院」とします。（例、「小児科単科の病院」、「病院全体の入院患者のうち大多数が小児である病院」など）

事業計画の提出における主なQ & A

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設） ・ （産科施設）

【地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）】

	質問	回答
1	「今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること」について計画の様式はありますか。	別途様式があります。内容は下記です。 1. 今後の分娩取扱の継続予定 2. 分娩取扱に関する他施設との連携有無、都道府県との連携有無 今後も分娩取扱を継続予定である施設を対象とします。
2	いつの経費が対象となりますか。	令和6年度の経費を対象とする予定です。

【地域連携周産期支援事業（産科施設）】

	質問	回答
1	対象は令和6年度に分娩取扱を止めた施設のみですか。	過去の分娩取扱の有無については規定していません。
2	いつの経費が対象となりますか。	令和6年度の経費を対象とする予定です。